

令和8年度浜松市出前講座

「悪質商法の被害に遭わないために」を開催いたします

高齢者を狙い、違法・不当な手口で商品を高額で売りつけたり、強引な勧誘を行い虚偽の説明をして、金銭をだまし取られたという相談が多く寄せられています。

悪質商法の被害に遭わないように、また、契約してしまった場合の対処の仕方などを知っておくことは、自分の身を守ることになりますので、ぜひ、ご参加ください！！

日時：9月7日(月)10時～11時

場所：馬生会館2階

内容：悪質商法の手口とその対処法、クーリングオフ制度などの説明

くらしのセンターの紹介

講師：浜松市消費者団体連絡会より

※令和8年度浜松市出前講座 No.94

参加無料・申込不要、どなたでも、おいでいただけます

